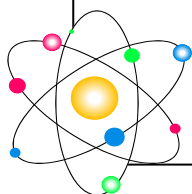




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成22年5月24日)



年金信託部

【確定給付企業年金】 確定給付企業年金の実施の申請に係る 事務処理の改善について

標記につきまして、今般、厚生労働省より事務連絡「確定給付企業年金に関する規約の承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について」（平成22年4月28日付）が発出されましたのでご連絡いたします。

【対象】

- ・確定給付企業年金の実施の申請（新規で確定給付企業年金を実施する場合の申請手続きのみ）
なお、新規発足以外の規約変更申請・届出については対象外（変更無）・従前通りの取扱い。
（※）新規：確定給付企業年金の分割・統合・合併、適格退職年金からの移行、又は厚生年金基金からの移行（代行返上）に伴う新規及び他制度からの移行を伴わない新規

【概要】

- ・事前相談の実施時期の明確化
→規約の適用日の3～4カ月前まで
- ・適用日が遅れることが有り得る場合の明確化
→事前相談を行わずに申請を行う場合であって、申請書類・添付書類や規約内容に関する事項について審査時に確認できない場合又は適用日までに2カ月に満たさない場合
- ・重複する関係書類の簡素化
→実施の申請と同時にDB法附則第25条第1項の申請（適格退職年金からの権利義務承継の申請）を行う場合の労使合意関係の一部書類の省略
- ・提出部数の見直し
→申請書（規約含む）及び関係書類一式を1セット、審査用の規約を1セットへの負担軽減等

※本事務連絡の詳細・厚生労働省作成の概要図は下記アドレスをご確認ください。≫

- ① 簡素化事務連絡 <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/kansokajimuren.pdf>
- ② 別添1・別添2 <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/betten12.pdf>
- ③ 別添1詳細 <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/betten1.pdf>
- ④ 別添2詳細 <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/betten2.pdf>
- ⑤ 概要図 <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/jimushorigaiyou.pdf>

【実施時期】

- ・平成22年5月申請分（8月1日付制度発足分）から開始。
ただし、経過措置として平成22年9月1日付制度発足分（6月末申請分）までは従前の方法でも差し支えなく、平成22年7月申請分（10月1日付制度発足分）から全面実施。（別途、信託協会を通じて厚生労働省宛確認済です。）

以上



SUMITOMO TRUST 住友信託銀行